

山口県報

平成25年
6月25日
(火曜日)

目次

規則	一
建築基準法施行細則の一部を改正する規則（建築指導課）	一
告示	二
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要（環境政策課）	二
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要（環境政策課）	四
土地改良区定款変更の認可（農村整備課）	六
保安林の指定実施要件を変更する旨の通知の内容及び揭示場所（森林整備課）	六
由宇都市計画区域、玖珂都市計画区域及び周東都市計画区域の変更（都市計画課）	八
由宇都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、玖珂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに周東都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）	八
周南都市計画、周南東都市計画、周東都市計画及び玖珂都市計画下水道の変更（都市計画課）	八
公告	八
特定非営利活動法人の設立の認証の申請（県民生活課）	八
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（県民生活課）	九
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出（商政課）	九
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出（商政課）	九
山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表（水産振興課）	〇
山口都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催（都市計画課）	三
開発行為に関する工事の完了（建築指導課）	三
漁業法第六十七条第一項の規定による指示	三



建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年六月二十五日

山口県知事 山本 繁太郎

山口県規則第四十二号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和五十九年山口県規則第三十号）の一部を次のように改正する。
別表第一 由宇都市計画区域の項から周東都市計画区域の項までを次のように改める。

岩国市由宇町北一丁目、由宇町北二丁目、由宇町北三丁目、由宇町北四丁目、由宇町北五丁目、由宇町北六丁目、由宇町北七丁目、由宇町千鳥ヶ丘一丁目、由宇町千鳥ヶ丘二丁目、由宇町千鳥ヶ丘三丁目、由宇町中央一丁目、由宇町中央二丁目、由宇町西一丁目、由宇町西二丁目、由宇町西三丁目、由宇町港一丁目、由宇町港二丁目、由宇町港三丁目、由宇町南一丁目、由宇町南二丁目、由宇町南三丁目、由宇町南四丁目、由宇町南五丁目、由宇町南沖一丁目、由宇町南沖二丁目、由宇町南沖三丁目、由宇町南沖四丁目、由宇町由宇崎、由宇町、由宇町神東及び周東町祖生の区域	十分の二十	十分の七
その他の区域	十分の十	十分の六

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第二百四十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。
 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十五年六月二十五日から同年七月十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課において公衆の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十五日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 氏名又は名称 東洋鋼鋳株式会社
 住 所 東京都千代田区四番町二番地の二
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 名 称 東洋鋼鋳株式会社下松工場
 所在地 下松市大字東豊井一三〇二番地の一
- 三 特定施設に関する事項
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (kg/月)	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
六五	二〇 七、一七	平成二五、 七、一七	平成二五、 八、一六	平成二五、 八、一七
備考	「六五」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。			

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	
通 常 最 大	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
通 常 最 大	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	窒 素 (mg/l)	
通 常 最 大	燃 料 (mg/l)		

No. 3 排水口	No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水		水質		汚染物質		状態		値		排水の一日当たりの量 (m ³)		
			通常	最大	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	窒素	リン						
"	"	七・五	七・五	九・五	一三	一九	一〇	三〇	五	四・四	六・七	二・四	五・六	一、〇〇〇	一、五〇〇

五 排水の汚染状態の値及び排水の量

種別	中和・凝集沈殿処理		還元処理施設		項目	汚水		等		汚染物質		状態		値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)	
	処理後	処理前	処理後	処理前		通常	最大	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	窒素	リン					
中和・凝集沈殿処理	七・五	六	"	三	七・五	六	一三	一九	一〇	三〇	五	四・四	六・七	二・四	五・六	一、〇〇〇	一、五〇〇
還元処理施設	"	"	三	二・三	"	三	一九	二九	二〇	五	六	九・四	五・二	一〇・三	三・八	四四、六二	

(一) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種別	構造	能力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間	一日当たりの使用時間	概季節的変動の要	工事着手予定	工事完成予定	使用開始予定

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

六五
五
二・二
七
一〇
一〇
一五
〇・三
〇・四
二・三
三
一〇
一五

山口県告示第二百五十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十五年六月二十五日から同年七月十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課において公衆の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十五日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東洋鋼鋸株式会社
住 所 東京都千代田区四番町二番地の二二
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東洋鋼鋸株式会社下松工場
所在地 下松市大字東豊井一三〇二番地の二
- 三 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設
変更しようとする事項の内容
四 変更しようとする事項の内容
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。

種 類	項 目		汚 水 等 の 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量（ m^3 ）
	変更前	変更後	通 常 最 大	通 常 最 大	
七四	三	"	(水素イオン濃度) (水素指数)	二・三 三・八	三三、九九六
	二・三	"	化学的酸素要求量 (mg/l)	一五 二・三	四四、六〇七
	二〇	"	浮遊物質 量	二〇 五二	三三、〇〇六
	六	"	窒素	九・四	四四、六三二
	一〇・三	"	燐	一〇・三	

No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口			排 水 口	項 目
	変更前	変更後	変更前		
	"	"	七・五	通 常 最 大	水素イオン濃度 (水素指数)
八〇七	"	九〇五	大	通 常 最 大	化学的酸素要求量 (mg/l)
一	"	一三	大	通 常 最 大	浮遊物質量 (mg/l)
二	"	一九	大	通 常 最 大	浮遊物質量 (mg/l)
二	"	一〇	大	通 常 最 大	浮遊物質量 (mg/l)
五 検出せず	"	三〇	大	通 常 最 大	浮遊物質量 (mg/l)
検出せず	"	五	大	通 常 最 大	鉍油類 (mg/l)
検出せず	"	四・四	大	通 常 最 大	鉍油類 (mg/l)
検出せず	"	六・七	大	通 常 最 大	鉍油類 (mg/l)
検出せず	"	二・四	大	通 常 最 大	鉍油類 (mg/l)
検出せず	"	五・六	大	通 常 最 大	鉍油類 (mg/l)
〇	五七、三三二	五七、三三二	大	通 常 最 大	排水の一日当たりの量 (m³)
一、〇〇〇	六八、三三二	六八、三三二	大	通 常 最 大	排水の一日当たりの量 (m³)

五 排水の汚染状態の値及び排水の量

種 類	還元処理施設		中和・凝集沈殿処理施設		種 類
	処理後	処理前	処理後	処理前	
汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	変更後	変更前	変更後	変更前	水素イオン濃度 (水素指数)
	"	七・五	"	六	"
汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	変更後	変更前	変更後	変更前	化学的酸素要求量 (mg/l)
	"	九〇五	"	一〇・五	"
汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	変更後	変更前	変更後	変更前	浮遊物質量 (mg/l)
	"	一三	"	一九	"
汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	変更後	変更前	変更後	変更前	浮遊物質量 (mg/l)
	"	一九	"	二九	"
汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	変更後	変更前	変更後	変更前	浮遊物質量 (mg/l)
	"	一〇	"	一〇六	"
汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	変更後	変更前	変更後	変更前	鉍油類 (mg/l)
	"	三〇	"	二〇六	"
汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	変更後	変更前	変更後	変更前	鉍油類 (mg/l)
	"	五	"	三九	"
汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	変更後	変更前	変更後	変更前	鉍油類 (mg/l)
	"	"	"	四・四	"
汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	変更後	変更前	変更後	変更前	鉍油類 (mg/l)
	"	"	"	六・七	"
汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	変更後	変更前	変更後	変更前	鉍油類 (mg/l)
	"	二・四	"	四・三	"
汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	変更後	変更前	変更後	変更前	鉍油類 (mg/l)
	"	五・六	"	一〇	"
汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	変更後	変更前	変更後	変更前	排水の一日当たりの量 (m³)
	五七、三三二	五七、三三二	五七、三三二	五七、三三二	"
汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	変更後	変更前	変更後	変更前	排水の一日当たりの量 (m³)
	六八、三三二	六八、三三二	六八、三三二	六八、三三二	"

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

備考 「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。	排水の汚染状態の値	
	変更後	変更前
"	"	七・五
"	"	九〇五
"	"	一三
"	"	一九
"	"	一〇
"	"	三〇
"	"	四・四
"	"	六・七
"	"	二・四
"	"	五・六
"	五七、三三二	五七、三三二
"	六八、三三二	六八、三三二

五〇の二	五〇の二	五〇の二	五〇の二	四九	四七の四	四七の三	四七の二	四七の一	四六	四五の二	四五の一	八	七五	一〇二〇	八三四	八二六の二	一〇三	一〇二
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	字後山七	字水ノ本	"	"	"	"	"
八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	樹種の	限度の	立木の	限度の	立木の	樹種の	限度の	立木の
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	方法及び	伐採の	伐採の	方法及び	伐採の	方法及び	伐採の	伐採の
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	堀江	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	堀江	"	"	"	"	堀江
"	育夫	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	愛	"	"	"	"	育夫

六の三	六の二	六の一	九五	九三	八八の二	八八の一	八三の三	八三の二	八三の一	八一の五	八一の四	八一の三	八一の二	八一の一	八〇の五	八〇の四	八〇の三	八〇の二	八〇の一	五一の三
"	"	字長畑九	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	字世戸山	"
九	九	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	八
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	堀江	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	堀江	"
"	"	育夫	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	愛

八の二	錦町府谷字河ヶ迫	土砂の流出の防備	谷二八〇	錦町府中司	信一
八の一	〃	〃	〃	〃	堀江
〃	〃	〃	〃	〃	愛
〃	〃	〃	〃	〃	〃
一六八三の一	〃	〃	〃	〃	〃
一六八三の二	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
二三四一	〃	〃	〃	〃	〃

二 通知の内容を掲示した場所
岩国市役所

山口県告示第二百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第一項の規定により、由宇都市計画区域、玖珂都市計画区域及び周東都市計画区域を次のとおり変更した。

平成二十五年六月二十五日

山口県知事 山本 繁太郎

都市計画区域の名称

岩国南都市計画区域

山口県告示第二百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、由宇都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、玖珂都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに周東都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び岩国市都市建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年六月二十五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 都市計画の種類及び名称

二 変更の内容
岩国南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

山口県告示第二百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、周南都市計画、周南東都市計画、周東都市計画及び玖珂都市計画下水道を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課、周南市都市整備部都市計画課、光市建設部都市政策課及び岩国市都市建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年六月二十五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画、周南東都市計画及び岩国南都市計画下水道周南流域下水道

二 変更の内容
名称の変更



(一九三) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十五年八月五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県秋県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年六月二十五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年六月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称 かるみあ

代表者の氏名 寺尾 賢治
 主たる事務所の所在地 萩市大字山田四二四一番地の六
 三 定款に記載された目的
 成人期の障害者に対して、その自立や社会参加を支援する事業を行うことにより、障害者が社会の一員として自覚を持ち、誇りと生きがいを持って生活できる環境づくりに寄与すること。

(一九四) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
 変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十五年八月五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年六月二十五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年六月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人周南さわやか会
 代表者の氏名 河本 敏昭
 主たる事務所の所在地 周南市糺町二丁目六七番地の一

(一九五) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成二十五年六月二十五日から同年十月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年六月二十五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープどうもん店

所在地 山口市道場門前一丁目一〇番五号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 住

山口道場門前商店街振興 山口市道場門前二丁目二番二八号

組合 代表者の氏名 北條 栄作

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	吉松 昭夫	北條 栄作

四 届出年月日

平成二十五年五月三十一日

五 変更年月日

平成二十四年五月二十九日

(一九六) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十五年六月二十五日から同年十月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年六月二十五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープいずみ店

所在地 山口市泉町一五〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 住

生活協同組合コープやま 山口市大字下小鯖一〇九〇の一

ぐち 代表者の氏名 有吉 政博

三 変更に係る事項の概要

三 変更に係る事項の概要

山口道場門前商店街振興 山口市道場門前二丁目二番一八号 北條 栄作
 組合 代表者の氏名

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 コーポどうもん店
 所在地 山口市道場門前一丁目一〇番五号

五 変更年月日

平成二十五年五月三十一日
 平成二十五年六月三日

四 届出年月日

平成二十五年五月三十一日

三 変更に係る事項の概要

山口道場門前商店街振興 山口市道場門前二丁目二番一八号 北條 栄作
 組合 代表者の氏名

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 コーポどうもん店
 所在地 山口市道場門前一丁目一〇番五号

五 変更年月日

平成二十五年五月三十一日
 平成二十五年六月三日

四 届出年月日

平成二十五年五月三十一日

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前九時三〇分	午前九時
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前九時から翌日の午前零時三〇分まで	午前八時三〇分から翌日の午前零時三〇分まで
来客が駐車場を利用することができる時間帯		

三 変更に係る事項の概要

山口道場門前商店街振興 山口市道場門前二丁目二番一八号 北條 栄作
 組合 代表者の氏名

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 コーポどうもん店
 所在地 山口市道場門前一丁目一〇番五号

五 変更年月日

平成二十五年五月三十一日
 平成二十五年六月二十五日

四 届出年月日

平成二十五年五月三十一日

三 変更に係る事項の概要

山口道場門前商店街振興 山口市道場門前二丁目二番一八号 北條 栄作
 組合 代表者の氏名

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 コーポどうもん店
 所在地 山口市道場門前一丁目一〇番五号

五 変更年月日

平成二十五年五月三十一日
 平成二十五年六月三日

四 届出年月日

平成二十五年五月三十一日

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前九時三〇分	午前九時
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午後八時	午後九時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時から午後八時三〇分まで	午前八時三〇分から午後九時三〇分まで
駐車場の自動車の出入口の数	三箇所	五箇所

(二) より、漁業の発展と水産物の供給の安定を図る。

1 漁獲量及び漁獲努力量の管理
資源量に応じた漁獲を実現するため、国の基本計画により決定された第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に対して、適切な管理措置を講じる。

2 国の基本計画により決定された第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に対して、適切な管理措置を講じる。

3 漁獲可能量及び漁獲努力可能量を適切に管理するため、漁業者等に対し、必要な指導及び監督を行う。

(三) 資源管理指針・資源管理計画の推進

持続的な漁業生産を確保するため、海洋生物資源ごとの資源管理の方向性や内容を定めた資源管理指針を策定するとともに、それに基づき、具体的な資源管理措置を内容とする資源管理計画について、漁業者等による作成及び実施を推進し、総合的かつ計画的な資源管理を図る。

二 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量の管理の対象となる数量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成二十四年及び平成二十五年の管理の対象となる期間及び数量は、次のとおりである。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

また、過去において漁獲実績があるものの、そのことによる影響が少なく認められる第一種特定海洋生物資源については、「若干」とし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるようにする必要がある。

区分	期間	数量
まあじ	平成二十四年一月から同年十二月まで	六、〇〇〇トン
	平成二十五年一月から同年十二月まで	六、〇〇〇トン
まいわし	平成二十四年一月から同年十二月まで	若干
	平成二十五年一月から同年十二月まで	若干
まさば及びひこまさば	平成二十四年七月から平成二十五年六月まで	若干

するめいか	数量
平成二十四年一月から同年十二月まで	若干
平成二十五年七月から平成二十六年六月まで	若干

三 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量について、第一種特定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成二十四年及び平成二十五年の数量については、採捕の種類別の数量は、次のとおりとする。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。
また、過去において漁獲実績があるものの、第一種特定海洋生物資源に対して、影響が少ないと認められる漁業については、「若干」とし、ほとんど影響しないと認められる漁業については、明示しないこととする。

区分	採捕の種類	数量	
		平成二十四年	平成二十五年
まあじ	中型まき網漁業	四、〇〇〇トン	四、八〇〇トン
"	小型まき網漁業	若干	若干
"	敷網漁業	若干	若干
"	すくい網漁業	若干	若干
"	定置漁業権に基づく定置漁業(以下「大型定置漁業」といふ。)	若干	若干

四 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(一) まあじ
中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、当該漁業者間の話し合いを進める。

また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(二) まいわし
中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力

区分	採捕の種類	海域	期間	量(隻日)
いまこがれ	小型機船底びき網漁業(手繰第二種漁業及び手繰第三種漁業に限る。)	瀬戸内海	平成二十四年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七
		瀬戸内海	平成二十四年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
さわら	さわら流網漁業	瀬戸内海	平成二十四年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七
		瀬戸内海	平成二十四年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
いまこがれ	小型機船底びき網漁業(手繰第二種漁業及び手繰第三種漁業に限る。)	周防灘	平成二十四年一月一日から同年二月十日まで	一一、六八五
		周防灘	平成二十四年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五

力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(三) まさば及びごまさば
 中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(四) するめいか
 大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

五 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量の管理の対象となる量に関する事項
 本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成二十四年及び平成二十五年度の管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間並びに量は、次のとおりである。

区分	採捕の種類	海域	期間	量(隻日)
いまこがれ	小型機船底びき網漁業(えびごぎ網漁業及びびけた網漁業に限る。)	周防灘	平成二十四年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
		周防灘	平成二十四年一月一日から同年二月十日まで	一一、六八五
さわら	さわら・たい・まながつお流さし網漁業	安芸灘及び伊予灘	平成二十四年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七
		周防灘	平成二十四年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
いまこがれ	小型機船底びき網漁業(えびごぎ網漁業及びびけた網漁業に限る。)	周防灘	平成二十四年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
		周防灘	平成二十四年一月一日から同年二月十日まで	一一、六八五

六 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量について、第二種特定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の量に関する事項
 本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成二十四年及び平成二十五年度の量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の量は、次のとおりとする。

七 第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項
 瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示する操業制限等に従って操業するように指導するとともに、第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に係る漁獲努力量等が迅速に知事に報告されるような体制の整備を進める。

八 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項
 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実強化を更に進める。

(二九八) 山口都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、山口都市計画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成二十五年六月二十五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 開催の日時

平成二十五年七月十八日(木曜日)午後七時

二 開催の場所

山口市小郡下郷六〇九の一

山口市小郡地域交流センター

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

(一) 変更する山口都市計画道路一・四・三山口宇部線

次のとおりとする。

(二) 変更する山口都市計画道路一・四・六山口宇部線

次のとおりとする。

(三) 変更する山口都市計画道路三・三・三宮野朝田線

次のとおりとする。

(四) 変更する山口都市計画道路三・四・六桜島大歳線

次のとおりとする。

四 公述の申出手続

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十五年七月十一日(木曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、平成二十五年七月十一日までの消印のあるものに限ります。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することができます。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することができます。

(四) (一)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三―九三三―三七三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

防府市駅南町一三番四〇号

防府土木建築事務所

山口市神田町六番一〇号

防府土木建築事務所山口支所

山口市亀山町二番一号

山口市都市整備部都市計画課

山口市小郡下郷六〇九の一

山口市小郡総合支所

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)

(二九九) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十五年六月二十五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 開発区域に含まれる地域の名称

玖珂郡和木町瀬田一丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岩国市南岩国町一丁目一六番二五号

広陽技建株式会社



山口県日本海海区漁業調整委員会告示第二号

漁業法(昭和二十四年法律第百六十七号)第六十七条第一項の規定により、次のと

おり指示する。

平成二十五年六月二十五日

山口県日本海海区漁業調整委員会

会長 塩谷正人

一 指示の内容

(一) 次のA、B、C、D及びAの点を順次結んだ線によって囲まれた海域において、錨等で船舶の位置を固定し、あみ等をまきえとして使用し、かつ、まぐるの採捕を目的として行うまきえつり及び当該まきえつりに係る遊漁案内行為(以下「まぐるまきえつり等」という。)は、禁止する。

A 北緯三五度〇三分一一秒東経一三一度一三分五一秒の点(日本測地系による位置)にあつては、北緯三五度〇三分〇秒東経一三一度一四分〇〇秒の点)

B 北緯三五度〇三分一一秒東経一三一度〇〇分五一秒の点(日本測地系による位置)にあつては、北緯三五度〇三分〇秒東経一三一度〇一分〇〇秒の点)

C 北緯三四度五四分一一秒東経一三一度〇〇分五一秒の点(日本測地系による位置)にあつては、北緯三四度五四分〇〇秒東経一三一度〇一分〇〇秒の点)

D 北緯三四度五四分一一秒東経一三一度一三分五一秒の点(日本測地系による位置)にあつては、北緯三四度五四分〇〇秒東経一三一度一四分〇〇秒の点)

(二) (一)にかかわらず、次の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行うまぐるまきえつり等については、山口県日本海海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けた船舶(以下「承認船舶」という。)を使用して行う場合に限り、これを行うことができる。

海 域	期 間
次のa、b、c、d及びaの点を順次結んだ線によって囲まれた海域	
a 北緯三五度〇二分一一秒東経一三一度〇七分五一秒の点(日本測地系による位置)にあつては、北緯三五度〇二分〇〇秒東経一三一度〇八分〇〇秒の点)	平成二十五年七月一日から同年九月十五日まで
b 北緯三五度〇〇分四一秒東経一三一度〇九分四一秒の点(日本測地系による位置)にあつては、北緯三五度〇〇分三〇秒東経一三一度〇九分五〇秒の点)	
c 北緯三四度五九分一一秒東経一三一度〇七分五一秒の点(日本測地系による位置)にあつては、北緯三四度五九分〇〇秒東経一三一度〇八分〇〇秒の点)	
d 北緯三五度〇〇分四一秒東経一三一度〇六分〇一秒の点(日本測地系による位置)にあつては、北緯三五度〇〇分三〇秒東経一三一度〇六分一〇秒の点)	

分一〇秒の点)

次のe、f、g、h及びeの点を順次結んだ線によって囲まれた海域

e 北緯三五度〇〇分〇一秒東経一三一度〇六分五一秒の点(日本測地系による位置)にあつては、北緯三四度五九分五〇秒東経一三一度〇七分〇〇秒の点)

f 北緯三四度五八分三一秒東経一三一度〇八分四一秒の点(日本測地系による位置)にあつては、北緯三四度五八分二〇秒東経一三一度〇八分五〇秒の点)

g 北緯三四度五七分〇一秒東経一三一度〇六分五一秒の点(日本測地系による位置)にあつては、北緯三四度五六分五〇秒東経一三一度〇七分〇〇秒の点)

h 北緯三四度五八分三一秒東経一三一度〇五分〇一秒の点(日本測地系による位置)にあつては、北緯三四度五八分二〇秒東経一三一度〇五分一〇秒の点)

平成二十五年九月十六日から平成二十六年一月三十一日まで

(三) (二)の承認(以下「委員会承認」という。)の申請は、次に掲げる者が行わなければならない。

1 漁業のために行う場合にあつては、まぐるまきえつり等に使用する船舶(以下「使用船舶」という。)を所有し、又は使用する漁業者

2 遊漁案内行為のために行う場合にあつては、使用船舶を所有し、又は使用する遊漁業者

3 遊漁のために行う場合にあつては、使用船舶を所有し、又は使用する遊漁者

(四) 使用船舶は、(二)の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行うまぐるまきえつり等に関し、沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)第二十四条第一項に規定する漁場利用協定で、八里ヶ瀬漁場利用協定書という名称の書面により平成六年六月一日に締結されたものを締結した団体の構成員が使用する船舶又は当該漁場利用協定と同等の内容のまぐるまきえつり等の規制を遵守する旨を委員会に対し誓約した者の使用する船舶でなければならない。

(五) 委員会承認を受けた者は、まぐるまきえつり等を行う間、委員会の交付する承認証を承認船舶に備え付けるとともに、委員会が別に定める様式による標旗を当該承認船舶の船橋の見やすい場所に掲げなければならない。

(六) 委員会承認を受けた者は、承認船舶を使用して(二)の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行うまぐるまきえつり等に関し、委員会

が漁業調整上必要と認めて指摘した事項を遵守しなければならない。

(七) 委員会が漁業調整上必要があるとき又は委員会承認を受けた者がこの告示による指示に違反したときは、委員会承認を取り消すことができる。

二 指示の有効期間

平成二十五年七月一日から平成二十六年六月三十日まで

平成
二十五年
六月
二十五日
印刷

発行
行人所

山口
県
知事
庁